

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
5	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和	厚生労働省	1～2
2	里帰り出産等の際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化	厚生労働省	3～4
3	病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和	内閣府	5
1	特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大	内閣府	6～7
13	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長	厚生労働省	8～13
14	小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し	厚生労働省	14～19
18	へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直し	厚生労働省	20～26
32	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	経済産業省	27～31

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和について

厚生労働省子ども家庭局

現行

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(通知)(平成12年9月8日付障第670号、社援第2029号、老発第628号、児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)(抄)

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人(第一種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。)又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。))を行うものに限る。))が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業所
- ② 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)
- ③ 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

今回の提案への対応案

○上記通知の1(1)に掲げるものに、放課後児童健全育成事業を追加する。

重点番号5：社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和(厚生労働省)

【参考】社会福祉法人の認可について

概要

○社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)(抄)

(別紙1)社会福祉法人審査基準

第二 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

～ 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

一時預かり事業

平成30年度予算 106.9億円 → 令和元年度予算111.2億円 (+4.4億円)

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和元年度補助単価（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,600千円～10,223千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用品型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

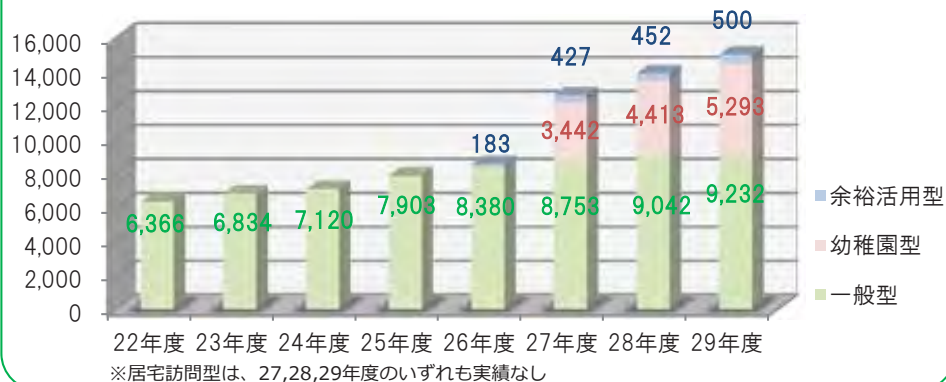
幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

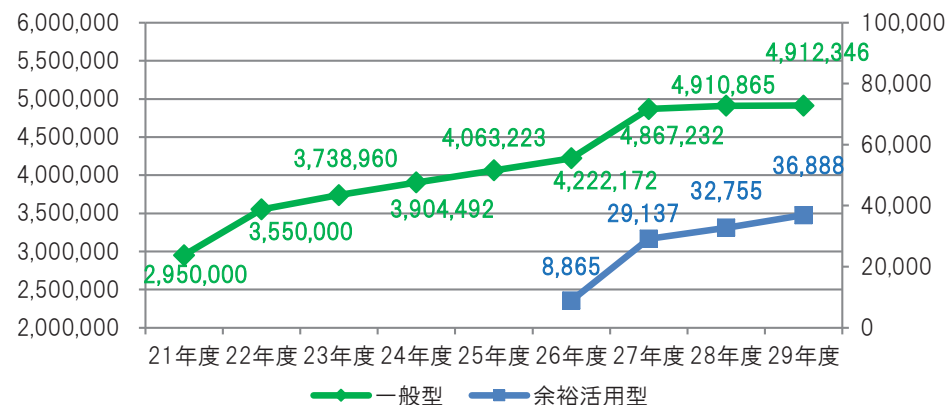
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用品	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として <u>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</u>	主として <u>幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児</u> で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として <u>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</u>	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して <u>集団保育が著しく困難</u> であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 <u>利用児童数が定員に満たない場合</u>	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める <u>保育所の基準を遵守</u> 。				—	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める <u>保育所の基準に準じて行う</u> 。
実施要件	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち <u>保育士等を1/2以上</u> 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した <u>保育士、家庭的保育者</u> 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施か所数(H29年度)	9,232か所	5,293か所	—	500か所	0か所	(※ 一般型の内数)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(抄)

(交付の対象)

第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)
- (2) 都道府県又は市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助(都道府県が行う補助については、昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」(以下、「国庫補助金交付要綱」という。))により放課後児童クラブ整備費国庫補助金(以下、「国庫補助金」という。)の交付を前年度以前から受けている施設整備事業(以下、「継続事業」という。)に限る。
ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第9条第2項に規定する専用区画に関する基準(おおむね1.65平方メートル以上)を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする(市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。)
- (3) 市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブの施設整備に対し、都道府県が行う補助(継続事業に限る。)
- (4) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び日本赤十字社並びに医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者(以下「社会福祉法人等」という。))が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、都市部や離島・へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かに個別に対応するため、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしている。

◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

◇家庭的保育（利用定員5人以下）

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

○ 地域型保育事業の確認に係る所在地市町村と居住地市町村の間の協議・同意については、以下のとおり事務手続の簡素化がなされている。

9

● 子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書き及び第5項の規定により、所在地市町村と居住地市町村の協議により、所在地市町村の同意を不要とする同意がある場合には、所在地市町村の確認をもって居住地市町村の確認があったものとみなすことができるとされている。

● 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて（通知）

3 事業所内保育事業に係る確認について

(2) 所在地市町村と居住地市町村の間の協議・同意について

子ども・子育て支援法第43条の規定によれば、事業所内保育事業所の従業員枠を利用する従業員等に係る居住地市町村については、事業所内保育事業所の所在地市町村と協議し、同意を得た上で、確認することが求められるが、可能な限り、簡素で効率的な仕組みとするため、以下のような取扱いを行うことが可能な取扱いとする。

(i) 所在地市町村において一括して送付する方法

子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書き及び第5項によれば、所在地市町村と居住地市町村の協議により、所在地市町村の同意を不要とする同意がある場合には、所在地市町村の確認をもって居住地市町村の確認があったものとみなすことが可能とされている。

そのため、所在地市町村は、事業所内保育事業所から、当該従業員枠を利用する従業員が居住する居住地市町村の市町村名一覧を受け取り、当該所在地市町村から各居住地市町村に対して、「子ども・子育て支援法第43条4項ただし書きに基づき、確認の際の同意を不要とすることに同意する」旨の文書を送付する方法を可能な取扱いとする。

あるいは、それと同様に、以下の①②のような方法によることも可能であることとする。

① 所在地市町村は、事業所内保育事業所から、居住地市町村に居住する従業員に係る確認申請書・居住地市町村の一覧を受け取り、所在地市町村から居住地市町村に対して、当該確認申請書とともに確認の際の同意を不要とする旨の文書を添えて送付する方法

② 所在地市町村から事業所内保育事業所に対して居住地市町村による確認について同意する旨の文書を交付し、事業所内保育事業所から確認申請書に添付して送付させる方法

(ii) 都道府県内の各市町村において事前に同意を得たこととする方法

事業所内保育事業の従業員枠の利用については、複数の市町村間での相互利用が想定されるため、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の中で、広域利用を調整する過程等において、都道府県単位で、事業所内保育事業所の従業員枠について、複数の市町村が相互に子ども・子育て支援法第43条第4項及び第5項に基づき、確認に当たり事前に居住地市町村が確認を行うに当たって所在地市町村の同意を不要とする同意する旨を取りまとめ、所在地市町村による確認が得られれば、各居住地市町村においても確認を得られたものとみなすこと。

この場合、複数の市町村間の調整が必要となるため、都道府県が積極的な役割を果たすことが望ましい。

なお、都道府県域を超える利用の取扱いも想定される場合については、各都道府県間で更に調整を行うか、又は(i)(ii)を併用すること等が考えられる。